

議案第15号

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成24年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

指定地域密着型サービスの事業に係る基準の一部改正等に伴い、富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に

「

に関する基準 を 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の21
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び

」

・第59条の22) に、「第59条の21・第59条の22」を「第59条の23
運営に関する基準

」

・第59条の24」に、「第59条の23・第59条の24」を「第59条の25・
第59条の26」に、「第59条の25・第59条の26」を「第59条の27・第
59条の28」に、「第59条の27—第59条の38」を「第59条の29—第
59条の40」に改める。

第1条中「指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「という。）」の次に
「第78条の2の2第1項の規定並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42
条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必
要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては3年以上）」に改め、同条第5項
中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第8条第2項ただし書中「閲覧できる」を「閲覧することができる」に改め、同条第3項中「通報できる」を「通報を行うことができる」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号」に、「第59条の28及び第59条の29」を「第59条の30及び第59条の31」に改める。

第16条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第17条中「法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則」を「施行規則」に改める。

第32条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第38条第5項中「法第176条第1項第3号の調査」を「調査（法第176条第1項第3号に規定する調査をいう。）」に、「同号の指導又は助言」を「指導又は助言（同号に規定する指導又は助言をいう。）」に改める。

第39条第1項中「法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。第59条の17において同じ。）」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては3年以上）」に改める。

第49条第2項ただし書中「閲覧できる」を「閲覧することができる」に改め、同条第3項中「通報できる」を「通報を行うことができる」に改める。

第56条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第58条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条の5第2項第1号イ中「確保でき」を「確保することができ」に、「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第59条の9第7号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に、「の提供ができる」を「を提供することができる」に改める。

第59条の13第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条第3項中「地域密着型通所介護従業者」を「指定地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の17第1項中「法第115条の46第1項に規定する」を削る。

第59条の19第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第59条の38中「第34条中「」を「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の36に規定する重要事項に関する規程」と、「」に、「第59条の26第4項」を「第59条の28第4項」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とする。

第59条の37第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同条を第59条の39とする。

第59条の36を第59条の38とし、第59条の35を第59条の37とし、第59条の34を第59条の36とする。

第59条の33第2項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条を第59条の35とする。

第59条の32第2項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条第3項中「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の34とする。

第59条の31を第59条の33とする。

第59条の30第4号中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条を第59条の32とする。

第59条の29を第59条の31とする。

第59条の28第2項中「提供できる」を「提供することができる」に改め、同条を第59条の30とする。

第59条の27第1項中「第59条の32第1項」を「第59条の34第1項」に、

「第59条の34に規定する運営規程」を「第59条の36に規定する重要事項に関する規程」に、「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の29とする。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改め、同条を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59条の23を第59条の25とする。

第3章の2第5節第1款中第59条の22を第59条の24とする。

第59条の21中「第59条の31」を「第59条の33」に改め、同条を第59条の23とする。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に

規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、

第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第63条第2項第1号イ中「確保でき」を「確保することができ」に、「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第79条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第82条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、

同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下「」を「以下この章において「」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項第1号中「、次」を「次」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第15条各号」に改める。

第94条中「とする。」を削る。

第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第106条中「継続できる」を「継続することができる」に改める。

第107条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第123条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第127条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語

聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第132条第3項ただし書中「が確保できる」を「を確保することができる」に、「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第146条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第148条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第151条第3項ただし書中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に、「1）第38条」を「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条」に、「1）を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第158条第11項第1号中「法第28条第2項に規定する要介護更新認定」を「要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。）」に改め、同項第2号中「法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定」を「要介護状態区分の変更の認定（法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定をいう。）」に改める。

第165条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第176条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)」の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「、当該本体事業所」を「当該事業所」に、「登録者の心身」を「登録者及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条第9項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者、その家族等からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に

常時対応し、利用者に対して適切な看護サービスを提供することができる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては18人）」を加え、同条第2項第1号中「、次」を「次」に、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第201条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第202条中「介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては本体事業所の介護支援専門員をいう。以下この条及び第93条において同じ。）」とあるのは「介護支援専門員」を「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」に改める。

附則第11項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「」し、指定地域密着型介護老人福祉施設」を「」を実施して指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

附則第12項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「」し、指定地域密着型介護老人福祉施設」を「」を実施して指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

附則第13項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「」し、指定地域密着型介護老人福祉施設」を「」を実施して指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

附則に次の2項を加える。

17 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を実施して指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合において、医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは

診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第130条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

18 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を実施して指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第132条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。